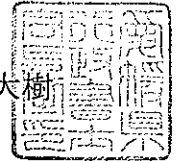


愛媛行発第 199 号  
令和 2 年 10 月 12 日

愛媛県社会保険労務士会  
会長 横本 恭弘 様

愛媛県行政書士会  
会長 山本 大樹



### 行政書士の職域確保について（お願い）

拝啓 秋冷の候、貴会におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当会では、日本行政書士会連合会が毎年 10 月に全国で展開する「行政書士制度広報月間」に合わせて、行政書士制度の周知徹底を図る運動を展開しております。

ご承知のとおり、我々行政書士の職域は、官公署に提出する許認可申請業務や、権利義務・事実証明に関する書類の作成など、その業務範囲は多岐にわたっています。

平素から、各士業、各団体とも共存共栄の立場を守りながら推進しているところでございますが、一部で行政書士の資格を持たず「関連業務と称して侵食されている」ことも窺われます。

つきましては、各士業・各会のますますの発展のためにも、当会が進めている「職域の確保」についてご理解とご協力を賜りますよう、また、貴会所属会員の皆様にご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 添付資料

1. 総務省自治行政局行政課長内翰（写）
2. 行政書士制度広報月間実施基本要綱（写）





総行行第 145 号  
令和 2 年 6 月 11 日

各都道府県  
行政書士担当部長 殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

「行政書士制度広報月間」の実施について

行政書士法の施行及び運用については、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、日本行政書士会連合会から、本年 10 月 1 日から 31 日までの 1 ヶ月間について、例年どおり「行政書士制度広報月間」と位置付け、別添の基本要綱に基づき活動を実施する旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

同広報月間においては、行政手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的として、日本行政書士会連合会及び各行政書士会が主体となり、行政書士制度の広報等の取組を展開することとされています。

つきましては、各都道府県におかれましても、「行政書士制度広報月間」について広く周知するなど、行政書士制度の普及広報に格別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、同広報月間の活動の一環として作成・配布される行政書士制度 P R ポスターに、総務省後援の名義を使用する予定であることを併せて申し添えます。

## 令和2年度「行政書士無料相談」実施要綱

## 1. 目的

行政書士制度広報月間の運動の一環として電話等による「行政書士無料相談」を実施することで、広く国民に行政書士制度をアピールし、制度の普及・浸透を図る。

## 2. 開設期間

令和2年10月1日（木）～ 10月31日（土）まで

## 3. 実施団体

各都道府県行政書士会

## 4. 相談内容

- ・ 行政書士関係業務全般について  
（官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類の作成等）
- ・ 行政手続法等に関する相談

## 5. 開設場所

各都道府県行政書士会事務局等

## 6. 実施に際しての事故防止・公衆衛生対策等

使用設備の安全点検や必要な警備の確保など、十分な安全配慮のうえ執り行い、「新型コロナウイルス感染症への対策について」を参考に感染対策の徹底をお願いいたします。

## 7. 担当者の配置

相談内容は種々、広範に及ぶものと予想されますが、ここ数年、遺言相続・各種契約等に関するものが多い傾向にあります。相談担当者には的確に回答できるよう指導し、分担を決め担当者を配置されるようお願いいたします。

## 8. マスコミ機関（市町村広報誌等）へのアプローチについて

- ① 「行政書士無料相談」のパブリシティ（記事掲載や放送）にあたっては、日常の社会的活動の評価が反映されますので、特に役員及び広報担当者におきましては、この取組について理解と協力が得られるよう、マスコミ機関への積極的な働きかけをお願いいたします。
- ② 参考資料として報道機関等配付リリースを添付しますので、地元紙やテレビ・ラジオ等のマスコミ機関と折衝する際の資料として活用願います。

## 9. 結果報告

※別添の活動報告書を令和2年11月30日（月）までにメールにて広報課（[kouhou@gyosei.or.jp](mailto:kouhou@gyosei.or.jp)）までご報告ください。

※グッズ等、作成物のサンプルについては現物を郵送または画像データをメールにてお送りください。